

別表第2 建設

建設特定活動に係る不正行為	
1 号	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1から3までに掲げるもののほか、特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体又は受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3及び4に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の建設特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人建設就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の決めを行う行為（5に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体又は受入建設企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に建設特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、建設特定活動を実施する行為（5に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体又は受入建設企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。） <small>19人以下受け取る場合、1年以内に更に新規登録数の3/8以上、半年以内に受け取る場合、9/32以上</small>
10	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定監理団体又は受入建設企業において、建設特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（1、3及び4に該当する行為を除く。） <small>併用、36協定違反に注意</small>
12	特定監理団体において、建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為 <small>途中帰国も含む</small>

	×国後毎月6回の訪問指導
13	特定監理団体において、第6の1(4)の就労状況の確認を怠る行為
14	特定監理団体において、第6の1(5)の相談員を配置せず、又は相談への対応を怠る行為
15	受入建設企業において、第6の2及び3の特定監理団体への届出を怠る行為 <small>受け入れ、連絡の届出</small>
16	特定監理団体において、第7の適正監理推進協議会への報告を怠る行為 ''
17	特定監理団体において、第8の1又は4の監査を行わず、又は報告を怠る行為
18	受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為 <small>途中帰国も含む。</small>
19	特定監理団体において、建設特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為
20	特定監理団体において、外国人建設就労者の受け入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為 → FITSの巡回指導時に注意。
21	受入建設企業において、外国人建設就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人建設就労者が建設特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為 <small>帰国報告書</small>
23	特定監理団体が、外国人の受け入れ又は就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

その他 技能実習及び研修に関する 不正行為

別表第2 造船

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
1	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1から3までに掲げるもののほか、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3及び4に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人造船就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（5に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施する行為（5に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。） 1人以上見つかる場合、1年内に見つかる者数の $\frac{3}{8}$ 以上 半年以内に見つかる者数の $\frac{9}{32}$ 以上
10	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること 不法就労
11	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（1、3及び4に該当する行為を除く。）
12	特定監理団体において、造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企

途中帰国も含む

	業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
13	特定監理団体において、第6の1(4)の就労状況の確認を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の1(2)の就労状況の確認を怠る行為 <i>→國復毎月1回の訪問指導</i>
14	特定監理団体において、第6の1(5)の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の1(3)の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為
15	受入造船企業において、第6の2及び3の特定監理団体への届出を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第7の2及び3の適正監理推進協議会への届出を怠る行為 <i>登入れ・退職の届出</i>
16	特定監理団体において、第8の3の適正監理推進協議会への報告を怠る行為
17	特定監理団体において、第9の1又は4の監査を行わず、若しくは報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第9の1-1又は1-3の確認を行わず、若しくは報告を怠る行為
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
19	特定監理団体において、造船特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為
20	特定監理団体又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の受け入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為 <i>日本海事協会の巡回指導算時注意。</i>
21	受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人造船就労者が造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為 <i>帰国報告書</i>
23	特定監理団体が、外国人の受け入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受け入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

その他 技能実習 及び 研修 に係る 不正行為